

議会運営委員会 会議記録

1 日 時 令和3年3月1日（月）午前11時40分開会

2 場 所 特別委員会室

3 出席委員

委員長	杉山由祥
副委員長	諸角由美
委員	増田薫
委員	大塚健児
委員	大谷茂範
委員	高橋伸之
委員	石井勇
委員	山中啓之
委員	渋谷剛士
委員	宇津野史行
委員	二階堂剛
委員	城所正美
委員	末松裕人

4 議長 議長 木村みね子
副議長 岩堀研嗣

5 出席事務局職員

事務局 長	渡部俊典
庶務課 長	根本真光
議事調査課 長	鈴木章雄
議事調査課長補佐	渡辺剛史
議事調査課長補佐	飯澤信幸
議事調査課主査	宮田正悟
議事調査課主査	糴井俊二
議事調査課主査	須志原直子

6 会議に付した事件

- (1) 一般質問について
- (2) 松戸市議会会議規則の一部改正について

7 会議の経過及び概要 委員長 开会宣言
議事
傍聴 議員 中西香澄議員、岡本優子議

(1) 一般質問について

杉山由祥委員長

まず、議題の(1)一般質問についてを議題といたします。
事務局より御説明をお願いいたします。

議事調査課長

一般質問でございますが、各会派の代表質問につきましては、全7会派から、また会派に属さない議員の方につきましては、お一人から通告がございました。質問項目は37項目、質問要旨は96要旨となっております。

次に、一般質問の発言順位及び会派持ち時間につきましては、2月19日の議会運営委員会において確認をいただいておりますところでございますが、ここで一般質問通告が確定した場合には、3月2日が松政クラブ、公明党、市民クラブ及び日本共産党、3月3日が立憲民主党、政策実現フォーラム及び市民力・立憲民主党、そして会派に属さない方お一人という割り振りになってございます。

なお、一般質問通告一覧表は、この会議の終了後に控室に配付させていただきたいと考えております。

杉山由祥委員長

それでは、この一般質問の通告などについて、何かございましたらよろしく願いいたします。特によろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

杉山由祥委員長

それでは、なければ、ただいまの事務局からの説明のとおりさせていただきたいと思っておりますので、御了承願います。

(2) 松戸市議会会議規則の一部改正について

杉山由祥委員長

次に、議題の(2)松戸市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。
これより、事務局より御説明をいただきます。

議事調査課長

松戸市議会会議規則の一部改正については、3点ございます。

まず1点目は、賛否態度公開に向けた会議規則の改正についてでございます。

このことにつきましては、1月18日の議会運営委員会にて、賛否態度公開に向けた採決の運用方法として、起立採決のかわりにボタンを押すという運用とすることが決定されたため、これに伴う会議規則の改正として、第70条でございますが、行うものでございます。

2点目、3点目については、全国市議会議長会から、標準会議規則の改正について通知があったことから、改正の案をお示しするものでございます。

2点目、欠席の届出関係でございますが、第2条及び第91条になります。市議会の本会議や委員会への欠席事由を具体的に示すものになります。これまで「事故」という言葉で一括していたものを、「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」とするものでございます。

3点目は、請願書への押印関係でございます。こちらは第139条になります。請願書については、これまで押印が求められてきたところでございますが、「署名又は記名押印」に改めるため、署名においては、押印が必要なくなるものでございます。

杉山由祥委員長

ただいまの事務局の御説明を聞いていただきまして、御了承いただけたものを、議会運営委員会として議案提出という運びとなります。そのため、確認することがあれば、この場で御確認をいただきたいと思いますと思っておりますが、何か確認事項はございますか。

宇津野史行委員

よろしく申し上げます。議員の欠席の関係なのですが、今まで個人的に欠席したことがないので、よくわからないのですが、今回の変更によって、議員の欠席要件が狭まったのか広まったのか、今までと一緒なのかということと、その欠席事由が、事故のために出席できないときに、理由というものが、何か諸般の事情とかよくわかりませんが、自己都合とかよくわかりませんが、こういった理由で欠席をすることが一般的なのかということ。

逆に、今度は、公務、疾病、育児、看護、介護、という具体的な理由がなければ、欠席ができなくなったのか、そのあたり事前事後によって、どのように変わってくるのかを確認したいと思います。

議事調査課長

ただいまの御質問、改正前、改正後の変化といいますか、変わる点ということでございますが、このたびの改正の目的が、女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備の一環というようになってございます。

議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、具体的に、例示として事由を明文化するというものでございまして、欠席をしやすくという部分もございまして。このことから、届出方法などが変わるものでもなく、運用が変わるものでもございません。

変更点といたしましては、届出の事由に、このたびの改正事由である細々な理由を記載することが可能になるということでございます。

宇津野史行委員

こういった理由でも欠席が認められるという例示がされたことで、欠席を取りやすくなるというのか、そういったことは理解できます。その他やむを得ない事情で仮に欠席する場合というのは何ですか、欠席理由のところに、その他やむを得ない事情と書くのですか、それとも、具体的な何か欠席理由というのを、それ以外に書くものなのですか。

議事調査課長

どのような事由が、その他のやむを得ない事由に該当するかということでございますが、こちらにつきましては、各市議会でも個別に判断することになってございます。今回の改正が、先ほど申し上げましたように、女性をはじめ多様な人材の議会への参画を促す環境整備というように申し上げましたところですが、こちらに忌引だとか災害というものは、例示としては挙げていないものでございますが、状況に応じてということになりますので、その他については個別の例示を挙げてはいないのですけれども、適宜判断されるものなのかなと思ってございます。

宇津野史行委員

わかりました。ありがとうございます。

杉山由祥委員長

ほかに、確認事項はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

杉山由祥委員長

それでは、なければ、こちらを議員提出議案として、本件を提出することに対して御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

杉山由祥委員長

それでは、さよう決定をいたします。

次に、提案者並びに提案理由の説明者について、事務局より御説明を願います。

議事調査課長

提案者並びに提案理由の説明者につきましては、議会運営委員会の委員で行うことになると存じます。具体的には、議会運営委員会の委員全員の連名で提出ということになります。また、提案理由の説明者については、この場で御協議をいただければと思います。よろしく願いいたします。

杉山由祥委員長

ということでございますけれども、まず、具体的には、委員全員の連名ということに御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

杉山由祥委員長

よろしいでしょうか。

説明者ということで、どなたがよろしいでしょうか。〔「委員長でいいのではないでしようか」と呼ぶ者あり〕よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

杉山由祥委員長

それでは、提案理由の説明は、私からさせていただきたいと存じます。

それではまとめます。議員提出議案として、議会運営委員会委員全員名で提出すること、また、提案理由の説明を私が行うことについて、御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

杉山由祥委員長

それでは、さよう決定をいたします。

最後に、事務局からありますか。

議事調査課長

追加議案の予定を御説明させていただきたいと思います。

2月26日、先週の金曜日でございますが、平成28年（ワ）第584号、損害賠償請求事件、小金原の水没に関する訴訟でございます。

こちらが、事件としては、平成21年10月8日に台風18号で道路が冠水し、そこで

車が水没したものでございます。２８年８月８日に訴訟が起こされまして、２月２６日に、請求額は４，６２０万円だったところを、２００万円弱なのですが、地方裁判所から判決が出たということで、それを控訴するものでございます。

判決文がまだ届いていなく、今日の昼ごろ届くということで、それから議案としてつけて、提出があるということでございますので、本日中には提出があると考えてございます。

そうしますと、３月３日の本会議で、これを上程するという運びになると思います。その議案の扱いにつきましては、詳細が今、決まっていなくてございますので、まずは、そういった追加議案があるということを御承知いただきまして、扱いにつきましては、後日また議会運営委員会を開いていただいて、御協議いただければと思っております。

杉山由祥委員長

今、口頭で資料なしで御説明だったので少しわかりづらかったと思うのですが、急きょ先週の金曜日に、松戸市が抱えていた裁判の判決が出まして、松戸市が一部敗訴という形になったということで、控訴したいという意向があったのですが、本来だったら専決処分でやるべきものなのですが、会期中なので、専決処分ではなくて議案として上げるという段取りを踏む場合に、やはり本会議に上程しなければいけないものですから、今の本会議の日程で言うと、３月３日が最後、その後の本会議になってしまうと控訴期限を迎えてしまうということで、急きょ追加議案になりそうだということで事前に情報をいただきまして、事務局から説明いただいたということです。

ですから、今この段階で、まだ判決文が届いていないという中で、まだ議案が落とし込めていないということになりますと、議案を急きょ落とし込むことになると思うのですが、３日までの間にもう一度議会運営委員会を開いて上程する手続をしなければいけないという形になっています。

ですから、現時点では、まだどことは言えないのですが、皆様には明日、議会運営委員会があるという前提で、日程確保をお願いしたいと思っておりますが、この件に関していかがでしょうか。

本当であれば、本日中に判決文詳細が届いて、あちらからどういう議案を上げてくるかというのがわからなければ、私どもでも受けようがないのですが、極力明日議会運営委員会を開かせていただいて、そこで上程の手続をさせていただきたいと思っておりますので、御承知おきください。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長散会宣告

午後０時０２分

委員長 署名欄	
------------	--